

事業者自身において、以下のような**輸送の安全にかかわる情報をインターネットの利用(各事業者のHP等)、その他適切な方法(船舶及び待合所への掲示等)**で令和6年4月から公表する必要があります。

<現行>

- 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的な事項
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する基本的な事項

具体的には、以下の内容を公表することとなっている。（「改正海上運送法・内航海運業法説明会資料」（平成18年9月海事局運航労務課）【国交省HP掲載】）

- 安全方針及び安全重点施策
- 安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）

※安全管理規程等については、企業情報及び個人情報等は除くことや、概要版の作成とすることも可。

<事業者が公表することとする安全情報>

- 安全管理規程 ※安全管理規程には各基準を含む
 - 安全統括管理者及び運航管理者に係る情報（社内における役職、選任年月日等）
 - 輸送の安全に関する基本的な方針
 - 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況
- ※企業情報及び個人情報等は除くことも可。

<イメージ（参考例）>

安全管理規程 : (企業情報及び個人情報等は除いた上で掲載。)

安全統括管理者及び運航管理者に係る情報

安全統括管理者：代表取締役、R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※
運航管理者 : 課長、 R〇.〇.〇選任、 R〇.〇.〇資格者証取得※
※R8年度 資格者証の交付を受けている者のうちからの管理者選任義務の施行後

輸送の安全に関する基本的な方針：

1. 関係法令等の遵守と安全を最優先とする
2. 安全マネジメント態勢の継続的改善等を実施する 等
(事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念を掲載。「安全方針〇箇条」といった箇条書き形式でも、簡潔な一文で述べることも可。)

輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況：

1. 〇年度は、運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化に伴う事故をゼロにする ⇒達成状況：・・・
2. 〇年度は、運航基準図に沿った航行を確実に実施し、乗揚等の事故をゼロにする ⇒達成状況：・・・
3. 〇年度は、旅客等に遵守事項を確実に周知し、旅客等の負傷者発生をゼロにする ⇒達成状況：・・・ 等